

子どもや保護者に安心してもらえるよう、いじめ対策を強化

区では、これまでいじめ防止に取り組んできましたが、いじめ発生時の対応を一層強化し、子どもの人権と命を守ることを目的に、組織の枠を超えた分野横断的かつ臨時のチーム「子どもタスクフォース」を結成し、実効性のある取組について検討を重ねてきました。検討した取組については、今後、実施に向けた調整を行い、順次取り組んでいきます。

1 相談体制の強化（総務部門に弁護士相談窓口設置）【令和8年7月開始予定】

総務課にいじめに関する弁護士相談窓口を新たに設置し、学校等による調査結果や対応に納得できない場合に相談できる体制を整備します。これにより、第三者の専門的視点から現場の対応について法的・制度的観点で整理し、いじめに直面する子どもや保護者を支援してまいります。

2 施設間の情報共有（認可保育園転園時の情報共有）【令和8年6月以降順次開始】

認可保育園転園時に、園児の人との関わりや遊びの様子などの情報を共有することで、継続的ないじめに類する事案の発生を防止します。

3 報告ルールの明確化（統一様式を用いた迅速な報告）【令和8年5月以降順次開始】

区立幼稚園、区立小・中学校等において、必要事項を明確にした統一様式を用いることで、迅速な報告につなげるとともに、情報の漏れをなくします。